



2018年10月2日

各 位

会社名 株式会社 ライトオン  
代表者名 代表取締役社長 川崎 純平  
(コード番号 7445 東証第一部)  
問合せ先 管理部長 奥西 隆行  
(TEL: 029-858-0321)

### 決算期（事業年度の末日）の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、決算期（事業年度の末日）の変更を行うことを決議し、2018年11月16日開催予定の当社第39回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年8月21日から翌年8月20日までの1年としておりますが、より効率的な事業運営を行うため、当社の事業年度を毎年9月1日から翌年8月末日までに変更するものであります。これに伴い現行定款に所要の変更を行うとともに、経過措置として新たに附則を設けるものであります。

#### 2. 決算期変更の内容

現在 : 毎年8月20日

変更後 : 毎年8月末日

経過期間となる第40期は、2018年8月21日から2019年8月末日までの12か月11日決算になる予定であります。また、連結子会社につきましても同様の変更を行う予定であります。

#### 3. 今後の見通し

経過期間となる第40期の業績見通しにつきましては、本日公表の「2018年8月期 決算短信」にて公表のとおりであります。

#### 4. 定款変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。（下線部は、変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
(定時株主総会の基準日) 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の 基準日は、毎年8月 <u>20日</u> とする。	(定時株主総会の基準日) 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の 基準日は、毎年8月 <u>末日</u> とする。
第13条～第40条 <条文省略>	第13条～第40条 (現行のとおり)

<p>(事業年度)</p> <p>第 41 条 当社の事業年度は、毎年<u>8 月 21 日</u>から翌年 8 月 <u>20 日</u>までの 1 年とする。</p> <p>第 42 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 43 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 8 月 <u>20 日</u>とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 2 月 <u>20 日</u>とする。</p> <p>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第 44 条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 41 条 当社の事業年度は、毎年<u>9 月 1 日</u>から翌年 8 月 <u>末日</u>までの 1 年とする。</p> <p>第 42 条 (現行のとおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 43 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 8 月 <u>末日</u>とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 2 月 <u>末日</u>とする。</p> <p>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第 44 条 (現行のとおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条 (第 40 期の事業年度)</u></p> <p><u>第 41 条の規定にかかわらず、第 40 期の事業年度は、2018 年 8 月 21 日から 2019 年 8 月末日までの 12 か月 11 日間とする。</u></p> <p><u>第 2 条 (中間配当の基準日の変更)</u></p> <p><u>第 43 条第 2 項の規定にかかわらず、第 40 期の中間配当の基準日は 2019 年 2 月 20 日とする。</u></p> <p><u>第 3 条 (附則の有効期限)</u></p> <p><u>本附則は、2019 年 8 月末日まで有効であり、同日の経過をもって削除する。</u></p>
---	---

5. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2018 年 11 月 16 日
定款変更の効力発生日	2018 年 11 月 16 日

以 上